

同等品で入札を希望する場合の手続等について

仕様書等に「同等品での入札についての記載」がある物品については、仕様書等に記載した規格及び例示品・参考品等（以下「例示品」という）として示したメーカー・型番の品目のほかに、それと同等品以上の物品（以下「同等品」という）を選定し、入札に参加することができます。

同等品で入札を希望する場合は、次の手続により、事前に江東区健康スポーツ公社事務局管理係契約担当者（以下「契約担当者」）へ同等品の認定を受けてください。

（申請期限：令和5年1月19日（木）17時まで）

1 同等品の定義

同等品とは、仕様書に記載した例示品と規格（形状、サイズ、素材、色等）、品質及び性能（以下「品質等」）が同等品以上であって、メーカーの既製品を基本とします。定価については、品質等の判断材料とします。

2 同等品認定方法

同等品の認定を受けようとする事業者は、申請期限までに、「同等品確認書」（別添）及び同等品候補の掲載されたカタログ、例示品のカタログと同条件での分析表（性能が同等と示せるもの）、価格表等の資料（コピー可 メーカー・型番のほか同等品の定義に記載されている判断基準をその製品が具備していることがわかるもの）を電子メールにより提出してください。

資料は、同等品候補が分かるようメーカー等をしたものをPDFにして提出してください。

「同等品確認書」等提出先メールアドレス keiyaku@koto-hsc.or.jp

3 同等品認否決定の通知

提出された「同等品確認書」について、同等品と認定する場合は同確認書の「確認」欄に担当者の印を押印し、不認定の場合は「否」の文字を記入して指定されたメールアドレスへ返送することにより通知します。審査結果は、「同等品確認書」を提出した事業者にのみ通知しますので、当該事業者のみ例示品又は認定された物品で応札することができます。

なお、審査結果が入札（見積）日の前日までに届かない場合は、契約担当者に確認してください。

4 申請期限を越えて提出された場合

申請期限を越えて「同等品確認書」を提出された場合は、提出された確認書は無効として取扱い、仕様書に例示品として示した物品での入札とみなします。

5 その他

開札後に同等品の認定を受けていない物品で応札し落札したことが判明した場合は、仕様書に例示品等として示した物品を納入していただきます。

仕様書に例示品として示した物品及び同等品で応札し落札した場合でも、

なお、仕様を満たす物品の納入ができない場合は、指名停止措置の対象となりますので、十分に注意してください。

同等品確認書

件名	
入札(見積)日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分

品名	例示品	同等品候補		確認 (公社記入欄)
	メーカー・型番・規格等	メーカー・型番・規格等	税抜価格	

上記同等品候補の確認をお願いします。

令和 年 月 日

所在地 _____

事業者名 _____

代表者職氏名 _____

(担当者名: _____)

メールアドレス _____

- ※ 仕様書等に「同等品についての記載(同等品可など)」がある物品について、同等品を選定し入札する場合は、必ずこの確認書により江東区健康スポーツ公社事務局管理係契約担当者へ事前認定を受けてください(※廃番品を後継品で見積もる場合も同様)。
- ※ 「品名」・「例示品」欄には、仕様書等で示された品名・メーカー・型番・規格等を記入してください。
- ※ 「同等品候補」欄には、貴社で同等品の認定を受けたい該当物品のメーカー・型番・規格等及び税抜価格(カタログ表示等のメーカー希望小売価格)を記入してください。
- ※ 確認票には、必ず、**同等品候補の掲載されたカタログ、例示品のカタログと同条件での分析表(性能が同等と示せるもの)、価格表等の資料(コピー可 メーカー・型番のほか同等品の定義に記載されている判断基準をその製品が具備していることがわかるもの同等品候補物品が分かるようメーカー等をしたもの)**を添付してください。
- ※ 「確認」欄は、公社側での審査の結果、同等品と認定の場合は担当者印を、不認定であれば「×」と記入して、回答します。

【公社記入欄】

回答日 令和 年 月 日